

第 3 9 回三朝町農業委員会総会議事録

1 開催年月日	平成 2 9 年 7 月 1 0 日 (月) 1 5 時開会																								
2 開催場所	三朝町役場 第 4 会議室																								
3 出席委員 (1 1 名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>会長 山本雅之</td> <td>出</td> <td>職代 吉田定夫</td> <td>出</td> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>1 番 山本 満</td> <td>出</td> <td>5 番 相見正二</td> <td>出</td> <td>6 番 布廣俊晴</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7 番 谷川博恒</td> <td>出</td> <td>8 番 馬野善則</td> <td>出</td> <td>9 番 早栗永人</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>10 番 米原健二</td> <td>出</td> <td>11 番 松原利志</td> <td>出</td> <td>12 番 岩田孝夫</td> <td>出</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 11 人</p>	会長 山本雅之	出	職代 吉田定夫	出			1 番 山本 満	出	5 番 相見正二	出	6 番 布廣俊晴	出	7 番 谷川博恒	出	8 番 馬野善則	出	9 番 早栗永人	出	10 番 米原健二	出	11 番 松原利志	出	12 番 岩田孝夫	出
会長 山本雅之	出	職代 吉田定夫	出																						
1 番 山本 満	出	5 番 相見正二	出	6 番 布廣俊晴	出																				
7 番 谷川博恒	出	8 番 馬野善則	出	9 番 早栗永人	出																				
10 番 米原健二	出	11 番 松原利志	出	12 番 岩田孝夫	出																				
4 欠席委員																									
5 農業委員会 事務局職員	事務局長 大村哲也 事務局員 澤 由作																								
6 議事録署名 委員	7 番 谷川 博恒 8 番 馬野 善則																								
7 議事内容等	(1) 議案第 120 号 農地法第 3 条の規定による申請書について (2) 議案第 121 号 農地法第 4 条の規定による申請書について (3) 議案第 122 号 三朝町農業委員会規則の改正について (4) 議案第 123 号 三朝町農業委員会会議規則の改正について (5) 議案第 124 号 三朝町農業委員会組織運営規程の制定について (6) 議案第 125 号 三朝町農業委員会組織運営規則の廃止について (7) 議案第 126 号 三朝町農業委員会事務専決規程の制定について (8) 議案第 127 号 三朝町農業委員会事務専決規則の廃止について																								
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について																								
9 その他	(1) その他																								
10 閉会	16 時 15 分																								

1 開会

《事務局長》

定刻になりましたので、ただ今から、第39回三朝町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、山本会長よりごあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ

今回が第21期農業委員会としては、最後の総会になります。みなさまお一人お一人のお力添えにより、農業委員会として3年間、一步一步ですが施策を進めていけたことと思います。感謝申し上げます。
また、今後も三朝町の農業に関わり、引き続きご指導ご協力をお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は11名中11名が出席（うち在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名で過半数以上）されており、定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第3条の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第27条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことでございますので、7番 谷川博恒委員と8番 馬野善則委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議 事

《議長》

これより、第5の議事に入ります。

議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第120号について説明します。農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転等について、同法施行令第1条の規定により許可申請書が提出されたので、本件に関し本委員会の決議を求める。

【議案書をもとに朗読】

その申請内容を農地法第3条並びに同法施行令、同法施行規則等の規定に基づき精査しましたところ、別添審査表のとおりでした。

【審査表説明】

以上のとおり、本件は許可要件のすべてを満たしていると判断されます。また、意欲的に営農に取り組んでおり今後とも営農に取り組むことが見込まれるため、申請を受理し総会にお諮りします。

《議長》

事務局の説明は終わりました。何か質問等がありましたらお願いします。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 120 号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第 120 号は承認されました。

《議長》

議案第 121 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第 121 号について説明します。農地法第 4 条に関する件について。

農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用を伴う所有権移転等について、同法同条第 2 項の規定により許可申請書が提出されたので、本件に関し本委員会の意見を求める。

(議案書朗読)

申請内容について、農地法第 4 条並びに同法施行令、同法施行規則等の規定に基づき精査しましたところ、別紙審査表のとおりでした。

(審査表説明)

以上のとおり、本件は、許可基準等を満たしていると判断されます。

(現地確認の結果)

特に問題なし。

《議長》

その他、何か質問等がありましたらお願いします。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 121 号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第 121 号は承認されました。

《議長》

議案第 122 号議案に移ります。「三朝町農業委員会規則の改正について」を議題としますが、関連して 123 号から 127 号まで規則の改正が続きますので、一括議案と致します。

事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

平成 27 年 9 月 4 日公布（平成 28 年 4 月 1 日施行）の農業委員会に関する法律の改正に伴い三朝町農業委員会規則（昭和 37 年 1 月 1 日施行）を改正することについて、本委員会の決議を求める。

以下、123 号から 127 号については、朗読を省略させていただきます。

改正点は別添資料により新旧対象まとめたとおりです。

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

<職務代理> 三朝町農業委員会会議規則第 16 条ですが、「推進委員は担当する区域内における農地等の利用の最適化について、意見を述べるができる」とありますが、担当区域外は発言権がないのですか？

<事務局> 会長が推進委員を指名し意見を述べるができることの延長で、推進委員からも能動的に意見が述べやすいように条文を整備したところです。

<6番委員> 推進員も現地調査に行くことが想定されるのに、担当区域外だからと言って発言権がないのは混乱を招かないか？

<10番委員> 法的に許される範囲であれば、推進員の発言権等最大限尊重されるようにできないか？

<事務局> (担当する区域内における) という文言を削除しても法的には問題ありませんので、削除したいと考えます。

<7番委員> 会議規則の第10条の3項ですが、「2人以上同時に発言する場合、委員を先として、委員以外の列席者を後にする。」とありますが、優劣を削除してもよいのでは？

<事務局> これは旧規則から継続した内容ですが、推進員の劣後と取られかねないので削除致します。

<5番委員> 三朝町農業委員会組織運営規程第4条ですが、調査班が(1)農業振興班(2)農地利用推進班に分かれるとありますが、今後の運営で推進員が優先的に農地利用推進班の担当となるのでしょうか？ また8人以内の根拠がわからない。

<事務局> 農業委員・農地利用最適化推進委員の区別なく班編成を行うことを想定しておりますので、推進員だから・・・という縛りは考えておりません。
新制度・新体制になってからの業務のボリュームもありますので人数を変則的に幅を持たせてあります。

<1番委員> 今後、実情に応じて規約等も改正する必要があるでしょうから、今回はこの議案で進めていってもよろしいかと思えます。

《議長》

その他、何か質問等がありましたらお願いします。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第122号から127号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第122号から127号議案は承認されました。

6 報告事項

《事務局》

農地法第3条の3第1項の規定による届出が2件ありましたのでご報告します。

【資料をもとに報告】

<事務局> 農地法第3条の3第1項の規定による届出が2件ありましたのでご報告します。

7 その他

《議長》

第7のその他に入ります。

<事務局>

報酬についてですが、任期7月19日までの日割り計算となっております。

《議長》

その他何かございますか。

【「なし」の声あり】

以上で第7のその他を終わります。

《議長》

全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第39回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年7月10日

議 長

議事録署名委員

7番

8番